4－3　職場の防火・防災管理

1　防火管理制度

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で収容人員が一定規模以上のものの管理について権原を有する者（管理権原者）は、防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施その他防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-1 図　防火管理制度のしくみ

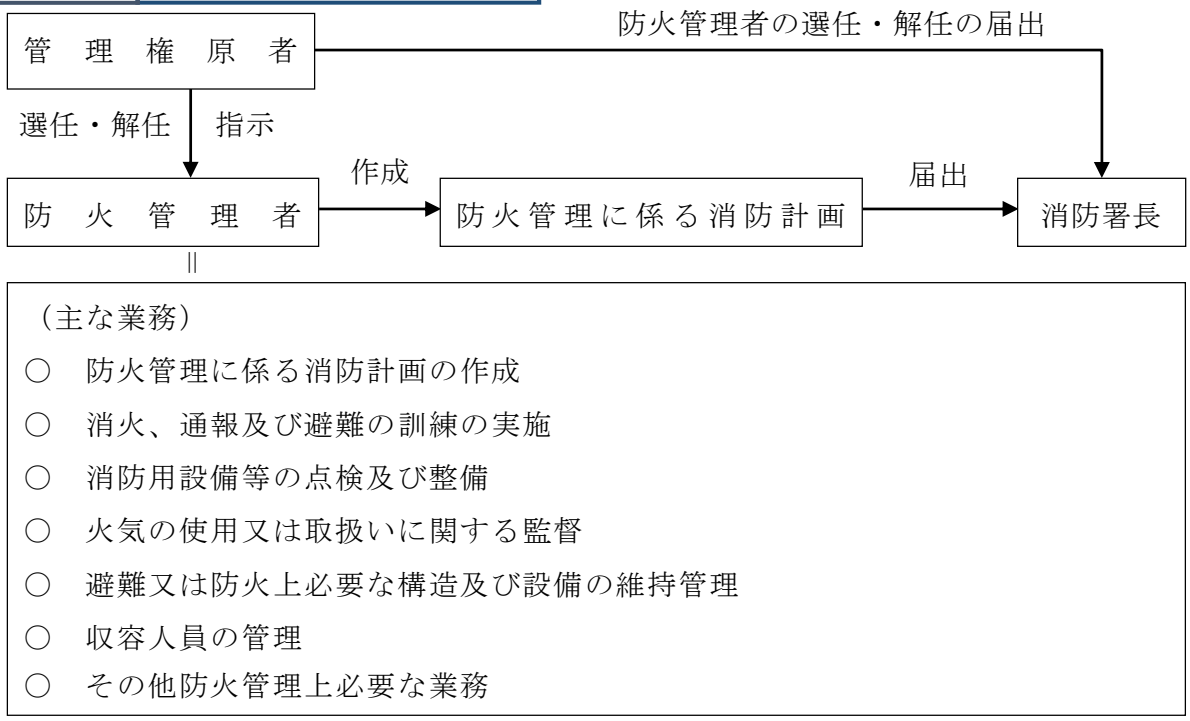

2　統括防火管理制度

高層建築物、一定規模以上の防火対象物等でその管理について権原が分かれているもの又は地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理権原者は、協議して統括防火管理者を選任し、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-2 図　統括防火管理制度のしくみ

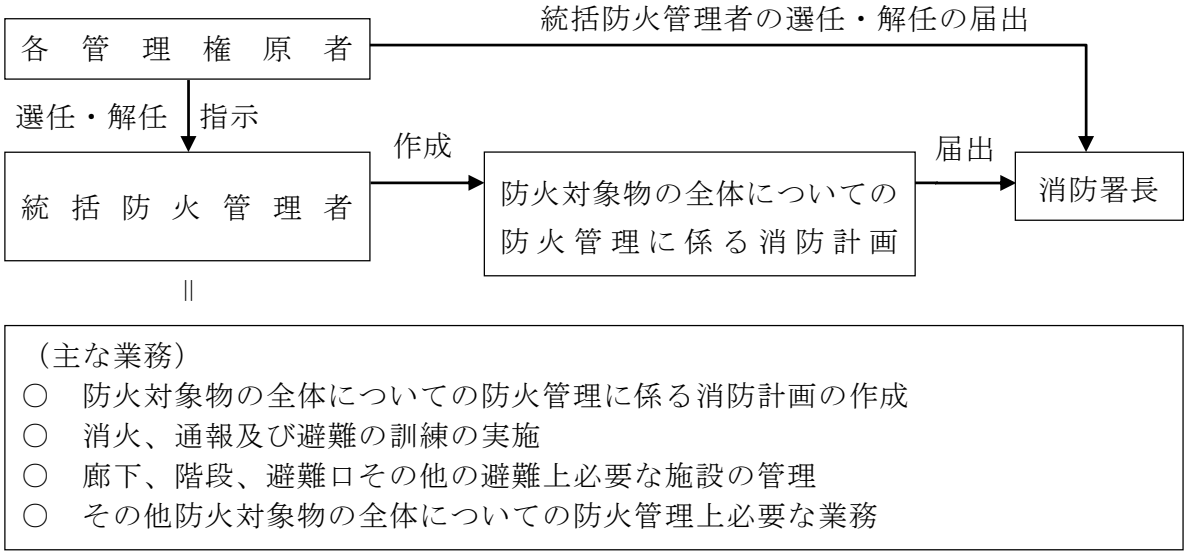

3　防火管理技能者制度

防災センターが該当するような大規模な防火対象物の管理権原者は、火災予防条例に基づき防火管理技能者を選任し、防火管理業務計画を作成させ、防火管理者及び統括防火管理者が行う防火管理業務の補助を行わせることを義務付けられています。

第 4-3 図　防火管理者技能制度のしくみ

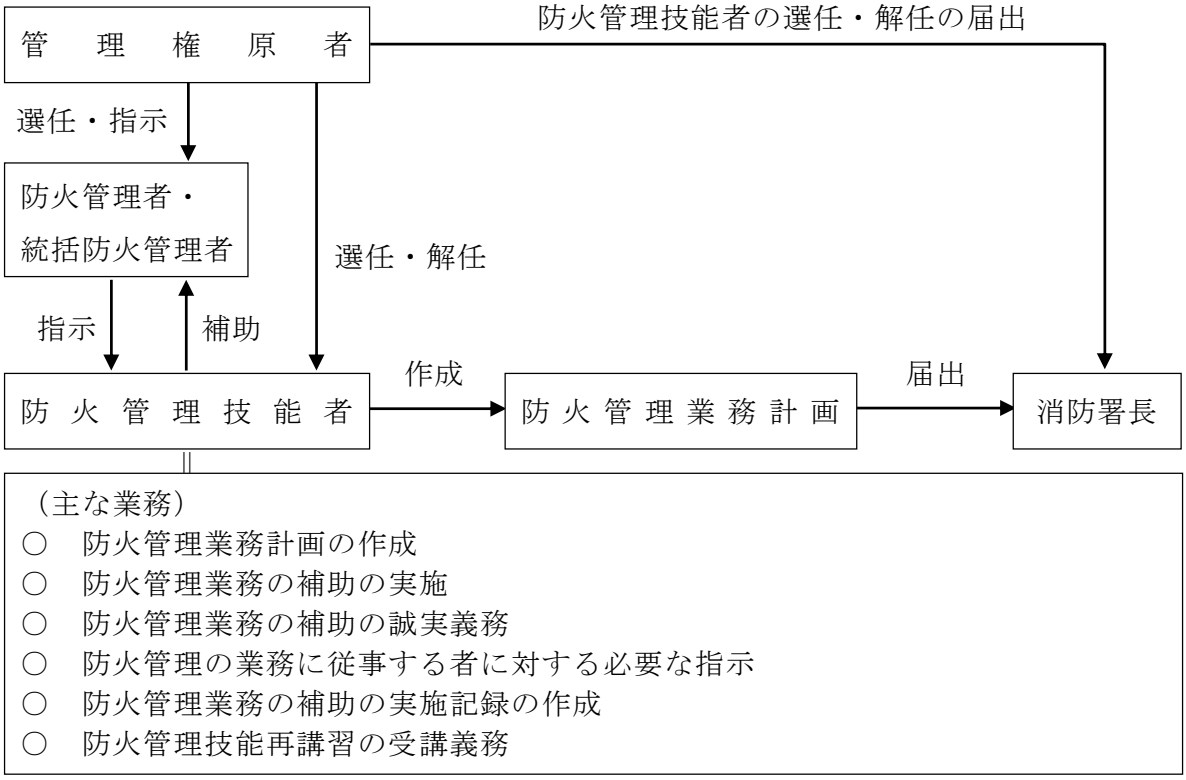

4　防災管理制度

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されていることから、地震等の災害による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等の管理権原者は、防災管理講習修了者等一定の資格を有する者の中から防災管理者を選任し、防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練を年１回以上実施するなど、防災管理上必要な業務を実施させることが必要となります。

第 4-4 図　防災管理制度のしくみ

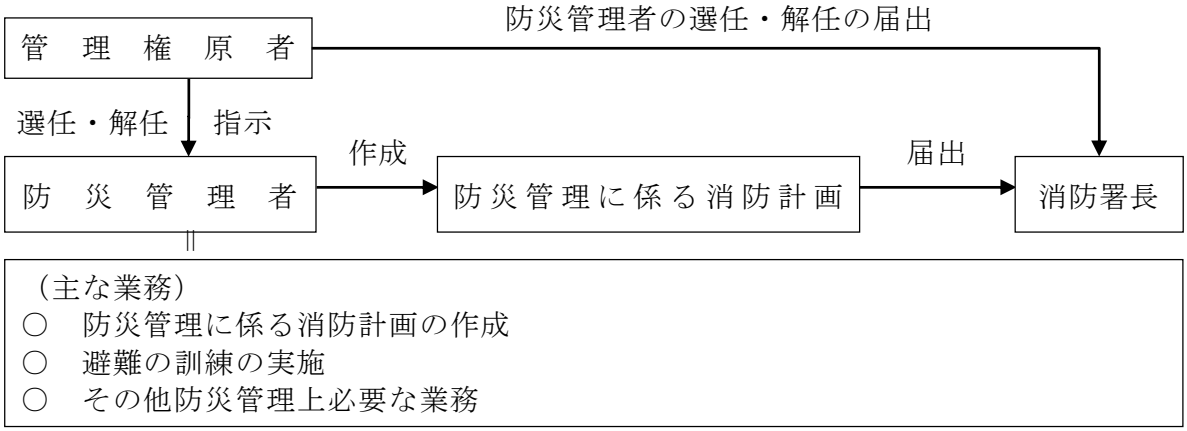

5　統括防災管理制度

大規模・高層で防災管理を要する建築物等で、その管理について権原が分かれているものの管理権原者は、協議して統括防災管理者を選任し、建築物等の全体についての防災管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づく訓練の実施、その他建築物等の全体についての防災管理上必要な業務を行わせることを義務付けられています。

第 4-5 図　統括防災管理制度のしくみ

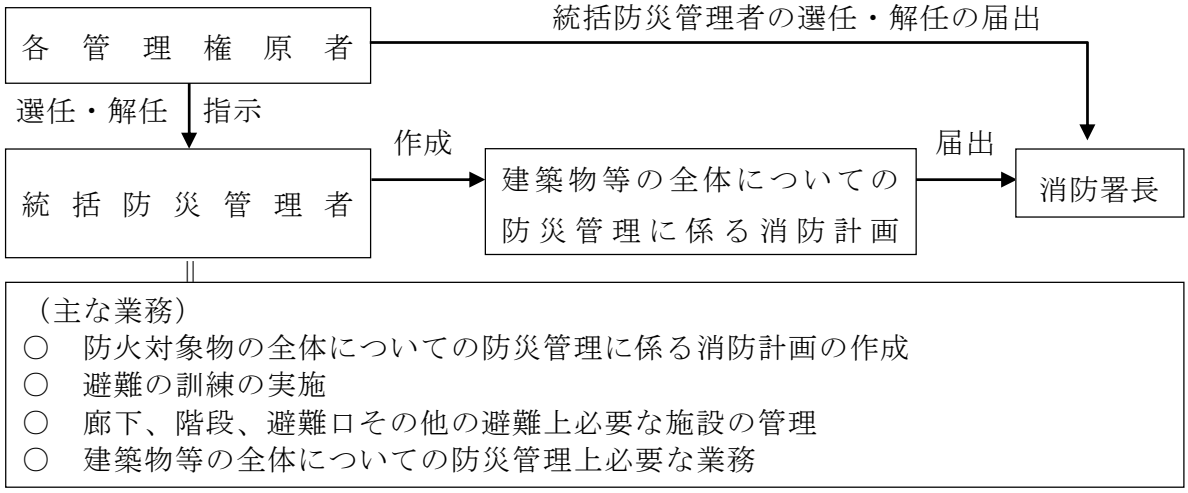

6　自衛消防活動及び自衛消防訓練

防火対象物及びその存する敷地等で発生した火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、事業所では自衛消防の組織及び各種の災害等に対応した自衛消防対策を事前に消防計画に定めておくことが必要です。

防火管理者はこの消防計画に基づいて、災害時に自衛消防の組織が有効に機能するよう従業員を教育し、自衛消防のための訓練を定期的に実施することが必要となります。

特に百貨店、病院、ホテル、劇場及び地下駅舎など不特定多数の人が出入りする事業所では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。

また、防災管理が義務付けられる建築物等の事業所については、避難訓練を年1回以上実施することが義務付けられています。

自衛消防訓練は、災害等が発生した場合の消防機関への通報、消防隊が現場へ到着するまでの間の初期消火、人命の救助及び避難誘導などの初動措置が円滑に実施できるようにするため大変重要なものです。

自衛消防訓練には、次のものがあります。

○　総合訓練

火災、地震その他の災害の発生又は発見から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、消火、通報、避難の要素を取り入れて総合的に実施する訓練です。

○　部分訓練

消火訓練、通報訓練、避難訓練などを個別に行う訓練です。

第 4-2 表　自衛消防訓練の実施状況（平成 28 年中）

合計（延回数）	総合訓練	部分訓練			その他	延べ訓練参加人員	延べ指導出向人員
		通報	消火	避難			
135,287 回	90,499 回	2,426 回	9,897 回	20,690 回	11,775 回	7,965,000 人	56,412 人

7　自衛消防組織の設置

一定規模以上の防火対象物の管理権原者に火災、地震等の災害時における消火活動、消防機関への通報、避難誘導等の業務を行う自衛消防組織の設置が消防法で義務付けられています。

この自衛消防組織は、組織を統括する統括管理者と自衛消防業務を行う自衛消防要員で構成します。

また、統括管理者及び統括管理者の直近下位の内部組織を統括する一定の業務の班長(告示班長)は、自衛消防業務講習修了者等の資格者とする必要があります。

8　自衛消防活動中核要員の配置

大規模な事業所及び大量の危険物を貯蔵している事業所等については火災予防条例により、その規模に応じて定められた配置基準に従って自衛消防技術認定証を有する自衛消防活動中核要員を配置し、活動に必要な装備を配備することが義務付けられています。

写真 68　訓練の様子

第 4-3 表　条例第 55 条の 5 の規定による自衛消防活動中核要員配置義務防火対象物の現況(平成 28 年 12 月 31 日現在)

用途区分	防火対象物数	用途区分	防火対象物数
劇場・映画館等	48	車庫・駐車場	39
キャバレー・遊技場等	24	事務所等	373
待合・飲食店等	21	複合用途防火対象物	1,383
百貨店・マーケット等	210	地下街	8
旅館・ホテル等	187	高層建築物	193
病院・診療所等	161	危険物施設及び指定可燃物貯蔵取扱所	156
工場等	345	合計	3,148

9　防災センターを中心とした自衛消防体制

防災センターを有する大規模な防火対象物では、防災センターを活用して、速やかな情報収集と対応を行い、火災の未然防止や災害発生から消火活動等の一連の自衛消防活動を効率的に実施する必要があります。

一定規模以上の防火対象物では、消防用設備等又は特殊消防用設備等を防災セ

ンターで集中して管理することが義務付けられており、防災センターにおいて、これら設備の監視・操作を常時行えるように防災センター要員講習修了証の交付を受け、かつ、自衛消防技術認定証を有する者を置かなければなりません。

また、火災予防条例では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する届出を建物所有者等に義務付けています。この届出には、一定時間内に自衛消防活動が実施できるか否かをシミュレーションにより予想し、この結果を基に具体的な自衛消防体制を構築し、維持していく方法を定めた「防災センター管理計画」を添付します。

建物所有者等の管理権原者は、防火管理者に指示して、これらの内容を消防計画に反映させ、防災センターを中心とした自衛消防体制を確立しなければなりません。

10　防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、管理権原者、防火管理者等が行っている防火管理上必要な業務等を防火対象物点検資格者が点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

防火管理義務対象物のうち、特定防火対象物で一定規模以上又は一定の構造を有するものの管理権原者は、1年に1回、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防署長に報告しなければなりません。

第 4-6 図　防火対象物点検報告のしくみ

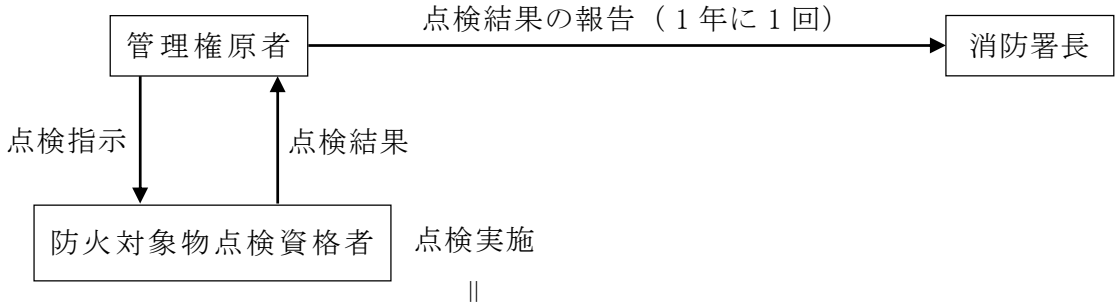

（主な点検項目）
- ○　防火管理者の選任の届出がされているか。
- ○　消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- ○　避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- ○　防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- ○　カーテン等の防炎対象物品に防炎性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ○　消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

■　管理権原者の申請により「一定期間継続して消防法令を遵守している」と消防署長が認定した場合は、3年間点検と報告が免除される特例認定を受けることができます。

11　防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、防火対象物点検報告制度と同様、管理権原者が 1 年に 1 回、防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告する制度です。

管理権原者の申請により「一定期間継続して消防法令を遵守している」と消防署長が認定した場合は、3 年間点検と報告が免除される特例認定を受けることができます。

（主な点検項目）

○　防災管理者の選任の届出がされているか。

○　自衛消防組織の設置の届出がされているか。

○　防災管理に係る消防計画に定められた事項が適切に行われているか。

○　管理について権原が分かれている建築物については、消防庁長官の定める事項が適切に行われているか。

防火対象物点検報告の義務がなく、防災管理点検報告の義務がある防火対象物の管理権原者は、防火対象物全体が防災管理点検を実施し適合している場合は、防災基準点検済証を、防火対象物全体が特例認定を受けている場合は、防災優良認定証を表示することができます。

防火対象物点検報告と防災管理点検報告の双方が義務である防火対象物の管理権原者は、防火対象物全体が双方の点検を実施し適合している場合は、防火・防災基準点検済証を、防火対象物全体が双方の特例認定を受けている場合は、防火・防災優良認定証を表示することができます。

第 4-7 図　防災管理点検に係る表示

12　自動通報制度

東京消防庁では、火災予防条例第 61 条の 2 に基づき、火災や救急などの緊急時に自動的に 119 番通報できる自動通報制度を実施しています。

この制度を取り入れることによって、社会福祉施設、ホテル等や休日・夜間に無人となる建物で自動火災報知設備が作動したとき、また、高齢者等が急病により通報ボタンを押したときに、速く、確実に 119 番へ自動的に通報することができ、防火安全対策や人命安全対策をより一層充実させることができます。

⑴　有人直接通報

社会福祉施設をはじめ、旅館、ホテル、文化財、博物館、高齢者集合住宅などに設置してある自動火災報知設備が作動したときに火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが 119 番通報されるものです。

⑵　無人直接通報

休日・夜間等に無人となる建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが 119 番通報されるとともに、建物関係者が駆けつけるものです。

⑶　即時通報

休日・夜間等に無人となる建物に設置してある自動火災報知設備が作動したときに、その信号を契約している登録事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。

⑷　緊急即時通報

本人や家族が急病等のため、ペンダントを押すと、その信号を契約している登録事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるものです。

このほかにも、緊急通報システム、火災安全システムがあります。

4−4　資格試験と講習

1　消防設備士

⑴　消防設備士試験と免状の交付

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験の種類は甲種（6 種類）、乙種（7 種類）に区分されており、合格するとその区分の消防設備士免状が交付されます。行政事務の効率的執行を図るため、一般財団法人消防試験研究センターに昭和 60 年 4 月 1 日から試験事務を委任し、昭和 63 年 4 月 1 日から試験合格者に対する免状の交付事務を、平成元年 4 月 1 日から書換・再交付にかかわる免状作成事務を、平成 22 年 8 月 1 日から書換・再交付にかかわる免状の交付事務を委託しています。

第 4-4 表　消防設備士試験の状況

種別／年度別	甲種			乙種			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
27	9,968 人	3,230 人	32.4%	8,860 人	3,688 人	41.6%	18,828 人	6,918 人	36.7%
28	10,415 人	3,680 人	35.3%	8,728 人	3,744 人	42.9%	19,143 人	7,424 人	38.7%

（注）免状交付総数は、平成 29 年 3 月末現在 238,277 件である。

（参考：平成 28 年 3 月末現在 231,311 件である。）

⑵　消防設備士講習

消防設備士免状の交付を受けている人が、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習として受講するものです。

講習は免状の種類により指定区分ごとに行われます。平成９年４月１日から指定区分の第一種及び第二種が「消火設備」に、第三種が「警報設備」に、第四種及び第五種が「避難設備・消火器」にそれぞれ移行しました。

また、平成 18 年度から甲種特類の消防設備士免状の交付を受けている人を対象とした「特殊消防用設備等」を実施しています。

なお、この講習については、昭和 61 年４月１日から公益財団法人東京防災救急協会に委託していますが、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

第 4-5 表　消防設備士講習の受講状況

種別／年度別	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難設備消火器	合計
27	172 人	2,208 人	3,878 人	2,588 人	8,846 人
28	195 人	2,448 人	4,142人	2,864人	9,649人

（注）受講者総数は、平成29年3月末現在284,905人である。

（参考：平成 28 年３月末現在 275,256 人である。）

２　防火・防災管理及び自衛消防

⑴　防火管理講習及び防災管理講習

消防法第８条第１項では、多数の人を収容する防火対象物の管理権原者に対して、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために防火管理に関する責任を課しており、その推進役として一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが規定されています。

東京消防庁では、消防法施行令第３条第１項及び消防法施行規則第２条の３に規定する防火管理講習を実施し、防火管理者の養成に努めています。

また、平成 21 年６月１日から防災管理制度が施行され、消防法第 36 条第１項で一定規模以上の建築物その他の工作物の管理権原者に対し、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を選任し、防災管理上必要な業務を行わせることが規定されています。

そのため、消防法施行令第 47 条第１項及び消防法施行規則第 51 条の７第１項に規定する防災管理講習を平成 21 年４月から実施し、防災管理者の養成も行っています。

なお、これらの講習については、平成４年４月から公益財団法人東京防災救急協会に委託していますが、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

写真 69　防火･防災管理講習の様子

第 4-6 表　防火･防災管理講習の受講状況

年度別	区　　分	講習修了者		合　　計	
27	防火・防災管理新規講習	207 回	34,708 名	326 回	45,834 名
	防災管理新規講習	16 回	1,717 名		
	乙種防火管理講習	60 回	3,635 名		
	防火・防災管理再講習	31 回	4,100 名		
	甲種防火管理再講習	12 回	1,674 名		
28	防火・防災管理新規講習	204 回	33,639 名	309 回	42,691 名
	防災管理新規講習	14 回	1,404 名		
	乙種防火管理講習	50 回	3,287 名		
	防火・防災管理再講習	28 回	2,954 名		
	甲種防火管理再講習	13 回	1,407 名		

⑵　自衛消防技術試験と自衛消防技術認定証の交付

自衛消防技術試験は、自衛消防業務に関して必要とする知識及び技術について行うもので、合格者には自衛消防技術認定証が交付されます。

なお、火災予防条例第 55 条の５の規定による自衛消防活動中核要員は、より高度な知識及び技術を確保していく必要があることから、自衛消防技術認定証の交付を受けていることを資格要件としています。

また、同条例第 55 条の２の２第１項の規定による防災センターには、監視、操作等の業務に従事し、災害発生時に自衛消防活動を行う者として当該自衛消防技術認定証を有している者を置くことを義務付けています。さらに、同条例第 50 条の３の規定による地下駅舎には、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、地

下駅舎の自衛消防組織の長又はこれに準ずる者を定めることを義務付けています。

第 4-7 表	自衛消防技術試験の状況

種別 / 年度別	受　験　者	合　格　者	合　格　率
27	8,425 人	5,756 人	68.3%
28	9,975 人	7,076 人	70.9%

(注) 自衛消防技術試験の自衛消防技術認定証交付数は、平成 29 年 3 月末現在 118,524 件である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 111,448 件である。）

⑶　防災センター要員講習

「防災センター要員講習」には、「防災センター技術講習」と「防災センター実務講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に防災センター実務講習を受講することが必要です。

また、「火災予防条例」で定める防災センターには、「自衛消防技術認定証」を有し、かつ、「防災センター要員講習」を修了した人を置かなければなりません。

なお、講習の実施については、平成8年度から一般社団法人東京防災設備保守協会を指定しています。

⑷　自衛消防業務講習

自衛消防業務講習には、「自衛消防業務新規講習」及び「自衛消防業務再講習」があり、それぞれの講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講する必要があります。これ以外に、平成21年6月1日までに旧消防法施行規則第3条第10項に基づく防災センター要員講習を修了した人が、消防庁長官が定める「追加講習」を修了した場合については、修了した日から5年以内に自衛消防業務再講習を受講する必要があります。

なお、東京では自衛消防業務講習を防災センター要員講習と併せて実施しています。

第 4-8 表	防災センター要員講習及び自衛消防業務講習の受講状況

種別 / 年度別	「防災センター要員講習」技術講習 自衛消防業務新規講習	「防災センター要員講習」実務講習 自衛消防業務（追加・再）講習	合　計
27	6,518 人	7,627 人	14,145 人
28	6,514 人	6,246 人	12,760人

3　危険物取扱者

⑴　危険物取扱者試験と免状の交付

危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、試験の種類は甲種、乙種（6種類）、丙種に区分されており、合格するとその区分の危険物取扱者免状が交付されます。

消防設備士試験と同様の趣旨により、一般財団法人消防試験研究センターに昭和60年4月1日から試験事務を委任し、昭和63年4月1日から試験合格者に対する免状の交付事務を、平成元年4月1日から書換・再交付にかかわる免状作成事務を、平成22年8月1日から書換・再交付にかかわる免状の交付事務を委託しています。

第 4-9 表　危険物取扱者試験の状況

種別／年度別	甲種			乙種			丙種			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
27	2,062人	800人	38.8%	27,879人	13,202人	47.4%	816人	418人	51.2%	30,757人	14,420人	46.9%
28	2,340人	840人	35.9%	28,086人	12,930人	46.0%	864人	444人	51.4%	31,290人	14,214人	45.4%

（注）免状交付総数は、平成 29 年 3 月末現在 847,245 件である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 832,159 件である。）

⑵　危険物取扱者保安講習

危険物取扱者で危険物施設において危険物の取扱作業に従事している人が受講するもので、危険物規制の趣旨、法令改正等の周知徹底及び危険物施設における保安管理の適正化を図るために行われています。

なお、この講習についても、昭和 61 年 4 月 1 日から公益財団法人東京防災救急協会に委託し、受付業務及び講習修了者の証明事務は東京消防庁で行っています。

第 4-10 表　危険物取扱者保安講習の受講状況

種別／年度別	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分	全区分	合計
27	2,053 人	1,494 人	249 人	1,378 人	724 人	460 人	6,358 人
28	2,117 人	1,588 人	326 人	1,210 人	616 人	616 人	6,473 人

（注）受講者総数は、平成 29 年 3 月末現在 390,953 人である。
（参考：平成 28 年 3 月末現在 384,480 人である。）